

平成31年4月7日執行 神奈川県知事選挙

公 費 負 担 の し お り

(目 次)

1 公費負担の対象と手続の概要	1
2 各項目の限度額等	3
3 手続と時期	5
4 契約書の見本	7

(凡 例)

法	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
条例	神奈川県議会議員及び神奈川県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年県条例第18号）
条例施行規程	神奈川県議会議員及び神奈川県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成5年県選挙管理委員会告示第89号）

問合せ先

神奈川県選挙管理委員会（神奈川県政策局自治振興部市町村課内）

電 話 045(210)1111（代表） 内線 3171

1 公費負担の対象と手続の概要

(1) 公費負担の制度

神奈川県知事選挙の候補者（供託物を没収されない候補者に限ります。）は、
(2)に掲げる経費について、一定の条件の範囲内で、公費負担の制度が適用されます。

(2) 対象となる経費の項目

ア 選挙運動用自動車の使用

(ア) 一般運送契約（ハイヤー方式）又は

(イ) 個別契約（自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約）

イ 選挙運動用ビラの作成

ウ 選挙運動用ポスター（個人演説会告知用ポスターを含む。）の作成

(3) 支払い方法

公費負担によるこれらの経費は、選挙後に、業者等からの請求に基づき県から直接業者等へ支払われます。

(4) 公費負担を受けられる候補者

供託物を没収されない候補者（神奈川県知事選挙においては、得票数が有効投票総数の10分の1に達する場合）でないと公費負担を受けることができません。

したがって、選挙期日後でないと、公費負担が受けられるかどうか確定しませんので、ご注意ください。

(5) 公費負担の限度

公費により負担される金額については、それぞれ限度額が定められています。

したがって、限度額を上回る額で契約した場合は、その上回る部分については、候補者が直接業者等に支払うこととなりますので、契約の際には、候補者と業者等との間で、支払い方法等について十分に確認しておくことが必要です。

限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となります。

（3 ページ「2 各項目の限度額等」参照）

(6) 契約の締結と相手方

公費負担の対象となるためには、候補者と公費負担の対象となるものの作成等を業とする者との間で、有償契約をしていることが必要です。

（7 ページ「4 契約書の見本」参照）

※ 「(2)ア 選挙運動用自動車の使用」の「(イ) 個別契約（自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約）」の場合は、業としていない相手方でも対象となります。ただし、相手方が、候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族が当該契約に係る業務を業としているときを除き、対象とはなりません。

(7) 契約の届出

契約をした際は、直ちに（立候補の届出前に契約した場合は立候補の届出後直ちに）その旨を神奈川県選挙管理委員会（以下「県選挙管理委員会」といいます。）に届け出なければなりません。

（5 ページ「3 手続と時期」参照）

※ 契約内容を変更した場合にも、その旨を県選挙管理委員会に届け出る必要があります。（届け出の書類には変更契約書の写しを添付してください。）

(8) 作成数等の確認

また、公費負担の対象となるためには、事前に県選挙管理委員会に、作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

（5 ページ「3 手続と時期」参照）

※ 「(2)ア 選挙運動用自動車の使用」のうち「(ア) 一般運送契約（ハイヤー方式）」又は「(イ) 個別契約（自動車の借入れ契約・運転手の雇用契約）」の場合は、必要ありません。

したがって、今回の場合、作成数等の確認が必要となるのは、
「(2)ア 選挙運動用自動車の使用」のうち「(イ) 個別契約（燃料の供給契約）」、
「(2)イ 選挙運動用ビラの作成」及び
「(2)ウ 選挙運動用ポスターの作成」の3種類となります。

(9) 使用（作成）証明書の作成

候補者は、有償契約を締結した業者等ごとに、使用又は作成の実績に基づいて、公費負担の項目ごとに定められた使用（作成）証明書を作成し業者等に提出してください。

※ 使用（作成）証明書は実績に基づき作成するため、「(2)ア 選挙運動用自動車の使用」の各項目（「(ア) 一般運送契約（ハイヤー方式）」又は「(イ) 個別契約（自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約）」の場合は、証明日は通常、選挙期日後となります。

2 各項目の限度額等

公費負担の各項目の限度額等は次のとおりです。
(限度額はいずれも消費税を含んだ額です。)

(1) 選挙運動用自動車の使用 (法141条、条例2条～5条)

ア 使用の方式

選挙運動用自動車の使用は、一般運送契約(ハイヤー方式)によるか、個別契約(自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約)によるか、いずれかの方式になります。

※ 一般運送契約とは、道路運送法に基づき、国土交通大臣の免許を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を営業者との契約であり、自動車、燃料及び運転手込みで契約する、いわゆるハイヤー方式といわれるものです。

イ 公費による負担額の限度額

※ 公費負担の対象となる日数(選挙運動のできる日数)は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの範囲内となりますので、最大で17日間です。

(7) 一般運送契約の場合

[1日当たりの契約金額 又は 64,500円のうち少ない金額] × 使用された日数
(参考) 最大の場合で、64,500円 × 17日 = 1,096,500円が限度額となります。

(イ) 個別契約の場合

a 自動車の借入れ契約

[1日当たりの契約金額 又は 15,800円のうち少ない金額] × 使用された日数

※ 公費負担の対象となるのは、1日につき自動車1台です。

(参考) 最大の場合で、15,800円 × 17日 = 268,600円が限度額となります。

b 燃料の供給契約

燃料代 又は 7,560円に立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数(17日)を乗じた額のうち少ない金額

(参考) 最大の場合で、7,560円 × 17日 = 128,520円が限度額となります。

※ 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、上記aに記載された候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られます。

※ 候補者には「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」については、実績に基づき使用したことを証明していただくとともに、給油伝票の写しを添付することが義務付けられていますので、ご注意ください。(条例施行規程4条)

c 運転手の雇用契約

[1日当たりの契約金額 又は 12,500円のうち少ない金額] × 運転従事日数

※ 公費負担の対象となるのは、1日につき運転手1名です。

(参考) 最大の場合で、12,500円 × 17日 = 212,500円が限度額となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成 (法142条、条例5条の2～5条の4)

ア 単価の限度

- 作成枚数が50,000枚以下の場合は、7円51銭
- 作成枚数が50,000枚を超える場合は、
$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{作成枚数}}$$
(1銭未満の端数は1銭とする。)

イ 公費負担対象枚数の限度

300,000枚 (2種類以内での合計枚数。法定の作成限度)

ウ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価 又は 上記の単価の限度のうち少ない金額]
× [作成枚数 又は 300,000枚のうち少ない枚数]

※ 2種類作成する場合はそれぞれの作成枚数に従って計算します。

(参考) ビラ1種類を300,000枚作成した場合

$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (300,000\text{枚} - 50,000\text{枚})}{300,000\text{枚}}$$

= 5円44銭 (5.435円) が単価の限度となり、
5円44銭 × 300,000枚 = 1,632,000円 が限度額となります。

(3) 選挙運動用ポスター (個人演説会告知用ポスターを含む) の作成

(法143条、条例6条～8条)

ア 単価の限度

$$\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{県内のポスター掲示場数} - 500)}{\text{県内のポスター掲示場数}}$$
(1円未満の端数は1円とする。)

イ 公費負担対象枚数の限度

県内のポスター掲示場数の2倍の数

1回の貼り替え分を考え、ポスター掲示場数の2倍まで対象となっています。
今回の県内のポスター掲示場数は、12,319 となります。

ウ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価 又は 上記の単価の限度のうち少ない金額]
× [作成枚数 又は 上記の枚数の限度のうち少ない枚数]

(参考) ポスター掲示場数は12,319ですので、最大の場合

$$\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (12,319 - 500)}{12,319}$$

= 73円 (72.899...円) が単価の限度となり、
73円 × 24,638枚 = 1,798,574円 が限度額となります。

3 手続と時期 (各項目共通。(4)の図を参照)

(1) 告示日前にできること

①有償契約の締結(及び履行)(候補者と業者等)

※ 契約の締結に当たり、業者等が法人の場合は、契約書に代表者の肩書きの記載、代表者印の押印をお願いします。

(2) 告示日から選挙期日(遅くとも)まで

②契約の届出(候補者→県選挙管理委員会)

・提出書類 各項目の「契約届出書」、「契約書の写し」

③「(作成数等)確認申請書」の提出(候補者→県選挙管理委員会)

・提出書類 各項目の「確認申請書」

公費負担の対象となるためには、事前に県選挙管理委員会に、作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

ただし、「選挙運動用自動車の使用」のうち「一般運送契約(ハイヤー方式)」又は「個別契約(自動車の借入れ契約・運転手の雇用契約)」の場合は「確認申請書」の提出は必要ありません。

作成数等の確認のため「確認申請書」の提出が必要となるのは、「選挙運動用自動車の使用」のうち「個別契約(燃料の供給契約)」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の3種類となります。

④「(作成数等)確認書」の交付(県選挙管理委員会→候補者)

③の確認申請書が提出された場合、速やかに交付します。

⑤「(作成数等)確認書」を業者に提出(候補者→業者等)

④の県選挙管理委員会から交付された確認書を業者に提出

⑥「作成(使用)証明書」を業者に提出(候補者→業者等)

※ 履行後に実績を確認のうえ証明

(3) 選挙期日後

⑦「請求書」の提出(業者等→県知事(県庁市町村課))

・提出書類 各項目の「請求書」、「請求内訳書」、「作成(使用)証明書」

「選挙運動用自動車の使用」のうち「個別契約(燃料の供給契約)」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の「(作成数等)確認書」

※ 印鑑は契約書と同じものにしてください。(法人の場合は代表者印)

※ 選挙終了後、1か月以内に提出するようにお願いします。

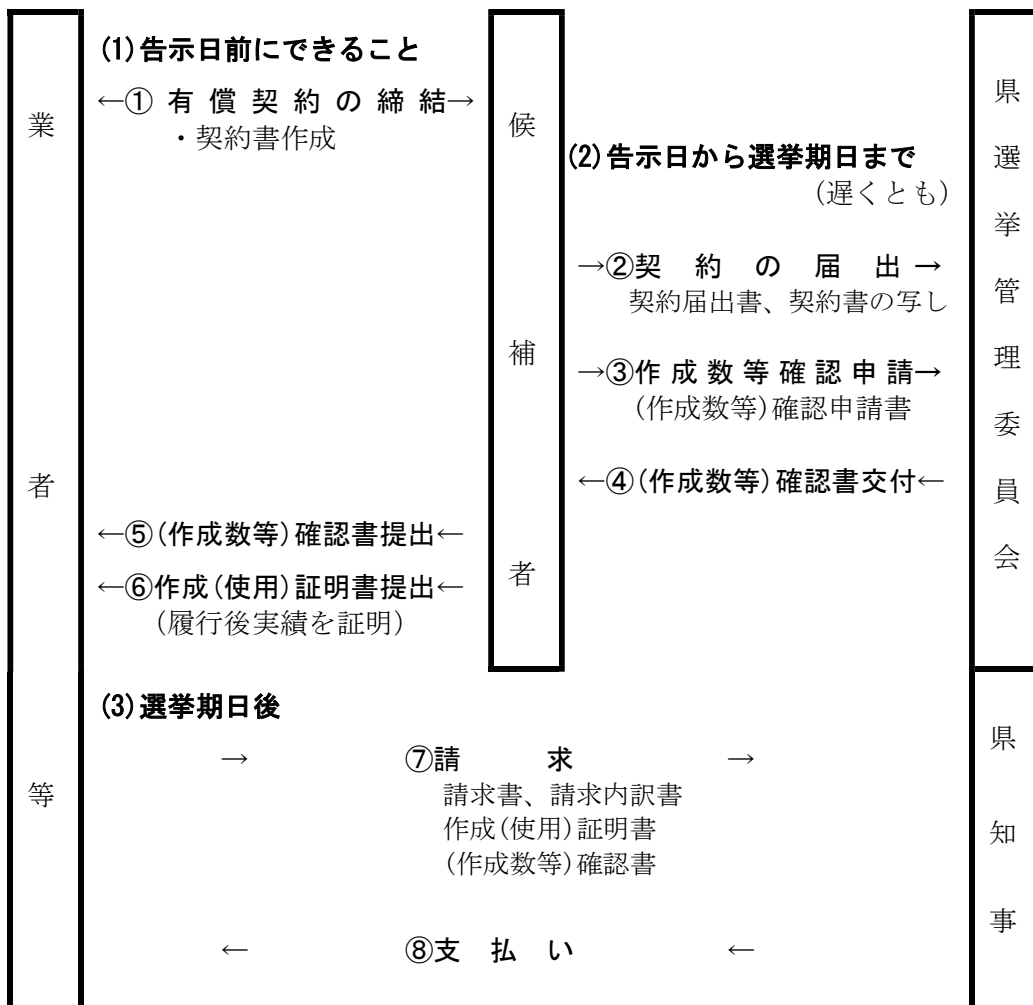
※ 請求書提出先は、次ページのとおりです。

⑧支払い(県知事→業者等)

請求書に基づいて、口座振込によりお支払いします。

順番に手続きをいたしますので、多少お時間がかかりますがご了承ください。

(4) 手続の流れを図示すると、次のとおりです。



※ 上記③④⑤は、「選挙運動用自動車の使用」のうち「一般運送契約(ハイヤー方式)」又は「個別契約(自動車の借入れ契約・運転手の雇用契約)」の場合は不要です。(したがって、この場合⑦において「(作成数等)確認書」の添付も不要です。)

※ ⑥は、実績により作成するため、「選挙運動用自動車の使用」の各項目(「一般運送契約(ハイヤー方式)」又は「個別契約(自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約)」の場合は、通常、選挙期日後となります。

○請求書提出先(郵送可)

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県政策局自治振興部市町村課調整グループ

TEL 045-210-1111 (代表) 内線 3171

場所 県庁本庁舎4階

4 契約書の見本

- 参考までに、それぞれの項目の契約書様式の見本を添付いたします。そのままコピーして使用していただいても結構ですし、別途作成したものを使っても結構です。
- 別途作成する場合、契約の当事者名、契約金額、作成数等、候補者の申込みの意思、業者等の承諾意思などが書面上明らかにされている必要があります。
- 契約書の印鑑は、請求書と同じものにしてください。また法人の場合は、必ず代表者印を押印してください。
- 候補者名は、通称でも結構です。

選挙運動用自動車の一般運送契約（ハイヤー方式）

神奈川県知事選挙候補者 (以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。)は、

選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の一般運送契約
- 2 台 数 1台
- 3 自動車の車種及び登録番号又は車両番号
- 4 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)
- 5 契約金額(税込) 円 (1日あたり単価(税込) 円× 日間)
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県知事選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

選挙運動用自動車賃貸借契約書

神奈川県知事選挙候補者

(以下「甲」という。)

と

(以下「乙」という。)は、

選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の賃貸借
- 2 台 数 1台
- 3 車種及び登録番号又は車両番号
- 4 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)
- 5 契約金額(税込) 円 (1日あたり単価(税込) 円× 日間)
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県知事選挙候補者

住 所

氏 名

ⓐ

乙 住 所

名 称

代表者

ⓐ

選挙運動用自動車燃料供給契約書

神奈川県知事選挙候補者

(以下「甲」という。)

と

(以下「乙」という。)は、

選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給

2 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)

3 供給場所 所在地

名 称

4 燃料の供給を受ける自動車
の車種及び登録番号又は車両番号

5 契約単価(税込) 円 (10 あたり単価(税込))

契約期間中の総使用金額(見込) 円
(円(10 あたり単価(税込)) × 0 (期間中の予定数量))

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、燃料の供給実績に基づく燃料代の総額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県知事選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

神奈川県知事選挙候補者

(以下「甲」という。)

と

(以下「乙」という。)は、

選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の運転業務
- 2 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)
- 3 契約金額(税) 円 (1日あたり 円× 日間)
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県知事選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

氏 名

Ⓜ

選挙運動用ビラ作成契約書

神奈川県知事選挙候補者 (以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。)は、

選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラの作成

2 数 量 枚

3 契約金額(税込) 円 (1枚あたり単価(税込) 円 銭× 枚)

4 納入期限 平成 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の4に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県知事選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

選挙運動用ポスター作成契約書

神奈川県知事選挙候補者

(以下「甲」という。)

と

(以下「乙」という。)は、

選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスターの作成

2 数 量 枚

3 契約金額(税込) 円 (1枚あたり単価(税込) 円 銭× 枚)

4 納入期限 平成 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県知事選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ